

授業コード	JP42210010	開講年度・学期	2021年度前期
科目授業名	民事執行・保全法		
英語科目授業名	Civil Execution and Injunction		
科目ナンバー	JAAPP9918	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	仲田 哲		
科目の主題	<p>任意によらずして民事上の権利を実現するためには、その権利の存否を観念的に確定したり、一定の行為を命じたりする判決を得るだけでは足りず、これにより確定された権利を強制的に実現する手続（強制執行）が必要である（自力救済の禁止）。また、この強制執行を行なうには、給付判決等の債務名義を必要とするため一定の期間を要することになるが、この間に将来の強制執行を不可能にしたり、これを著しく困難にする事態が生じる虞れがある。そこで、この間、強制執行を保全するための手続（民事保全）も、別途、必要となる。</p> <p>このように、権利の観念的確定・宣言の性格を有する民事訴訟手続（判決手続）とその権利を現実を実現する手続である強制執行手続とその準備的性格を有する民事保全手続は、相互に関連し合って民事上の権利の実現を図る手続である。</p> <p>また、判決以外にも一定の証書（債務名義）があれば、その権利を実現するため強制執行を行なうことができる。担保権実行手続も、強制執行手続と同様に、民事上の権利を強制的に実現のための手続である。</p> <p>民事執行法は、この強制執行・担保権実行等の民事執行に関する手続を定めたものであり、民事保全法は、民事保全（この中には、純粋に執行保全のためのもののほか、暫定的に権利を実現させるものを含む）に関する手続を定めたものである。</p> <p>本講義は、民事執行法および民事保全法に定める民事執行・民事保全の各手続を、民事訴訟手続（判決手続）との関連に留意しつつ、実務的観点から踏まえて解説し、これら民事上の権利を実現する手続としての意義と重要性について理解を深めることを目的とするものである。</p>		
授業の到達目標	<p>「科目の主題」のとおり、民事上の権利実現手続としての民事執行・民事保全の各手続について理解し、法曹実務家になったときすぐに必要なこれらの手続についての基礎的知識を備えることが本授業（講義）の到達目標である。</p>		
授業内容・授業計画 ①	<p>(1) 民事執行・民事保全の種類・役割等 民事執行・民事保全の種類とその果たす役割等について概観する。</p> <p>(2) 強制執行開始の要件、債務名義、執行文等 強制執行開始の要件、債務名義の果たす役割とその種類、執行文の意義・機能とその付与手続等について概観する。</p> <p>(3) (4) 執行関係訴訟等①② 執行文付与に関する救済手続、および請求異議・第三者異議等のいわゆる執行関係訴訟について解説する。</p> <p>(5) (6) 不動産に対する強制執行①② 金銭執行のうち不動産に対する強制執行（不動産執行）手続について概観する。</p> <p>(7) 不動産を目的とする担保権の実行①（不動産競売） 不動産を目的とする担保権実行手続のうちの不動産競売手続について、強制執行手続と比較しつつ、概観する。</p>		

<p>授業内容・授業計画 ②</p>	<p>(8) 不動産を目的とする担保権の実行②（不動産収益執行）および動産に対する強制執行・これを目的とする担保権の実行 不動産を目的とする担保権実行手続のうち不動産収益執行手続、および動産に対する強制執行・これを目的とする担保権の実行手続について概観する。 (9) 債権等に対する強制執行および担保権の実行 金銭執行のうち債権、その他の財産権に対する強制執行手続およびこれを目的とする担保権の実行手続について概観する。 (10) 非金銭執行等 物の引渡し等の強制執行、代替執行、間接強制、意思表示の擬制、および財産開示手続等について概観する。 (11) 民事保全手続(1) 民事保全の特徴とその果たす役割等、その発令・執行・不服申立て（救済）の各手続一般について概観する。 (12) 民事保全手続(2) 仮差押えの存在意義・効力・執行について解説する。 (13) 民事保全手続(3) 係争物に関する仮処分（処分禁止仮処分・占有移転禁止仮処分）および仮の地位仮処分の存在意義・効力・執行について解説する。 (14) まとめ (15) 期末試験</p> <p>※ なお、授業の進行状況によって、変更する場合がある。</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>毎回、あらかじめ配布する「レジュメ」を基に授業（講義）を行なうので、予習を行ない、授業を経た後、それを踏まえて復習をする。 予習→授業→復習をすべて行なって初めて授業（講義）の成果が挙がるのである。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 学期末の試験 90% 平常点（授業における議論への参加状況や学習への積極性の評価を含む） 10%</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>特になし</p>
<p>教材</p>	<p>「教科書」は特に指定しない。予習等用の教材としては、 (1) 福永有利「民事執行法・民事保全法第2版」（2011年、有斐閣） (2) 中西正=中島弘雅=八田卓也「民事執行・民事保全法」（2010年、有斐閣） (3) 上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦「民事執行・民事保全法第4版」（2014年、有斐閣） (4) 生熊長幸「わかりやすい民事執行・民事保全法〔第2版〕」（2012年、成文堂） (5) 司法研修所編「改訂民事執行（補正版）」（2017年、日本弁護士連合会） (6) 同編「改訂民事保全（補正版）」（2014年、日本弁護士連合会） 参考書としては、 （民事執行法関係） (7) 中野貞一郎=下村正明著「民事執行法」（2016年、青林書院） (8) 齋藤隆・飯塚宏編著「民事執行〔補訂版〕」（2014年、青林書院） (9) 竹田光広編著「民事執行実務の論点」（2017年、商事法務） (10) 山本和彦外編「新基本法コンメンタール民事執行法」（2014年、日本評論社） (11) 法務省大臣官房参事官兼民事局参事官 内野宗揮編著「Q&A 令和元年改正民事執行法制」（2020年、きんざい） （民事保全法関係） (12) 須藤典明=深見敏正=金子直史著「民事保全〔四訂版〕」（リーガル・プログ レッス・シリーズ 2019年、青林書院） (13) 菅野博之=田代雅彦編「民事保全の実務」（2012年、商事法務） (14) 原井龍一郎=河合伸一編著「実務民事保全法〔三訂版〕」（2011年、商事法務） (15) 山本和彦外編「新基本法コンメンタール民事保全法」（2014年、日本評論社） （両法共通） (16) 上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編「民事執行・保全判例百選〔第3版〕」（別冊ジュリスト247号、2020年）</p>